

令和3年第1回大町町議会（臨時会）会議録（第1号）						
招集年月日	令和3年1月27日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開会	令和3年1月27日	午前9時27分	議長	三谷英史	
	閉会	令和3年1月27日	午前9時48分	議長	三谷英史	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	三谷英史	○	5	三根和之	○
	2	藤瀬都子	○	6	武村妃呂子	○
	3	山下淳也	○	7	諸石重信	○
	4	鶴崎敏彦	○	8	中山初代	○
会議録署名議員	6番	武村妃呂子	7番	諸石重信		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	田島宏隆	書記	土井道代		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	三角治		
	会計管理者	成富貞伸	教育長	船木幸博		
	総務課長	坂井清英	総務課参事	副島徳二郎		
	企画政策課長	古賀 壯	生活環境課長	井原正博		
	町民課長	西森明広	子育て・健康課長	古賀恵子		
	福祉課長	岩瀬重義	農林建設課長	森 光昭		
	教育委員会事務局長	藤瀬善徳				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和3年1月27日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の報告及び一括上程
- 日程第4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決
- 日程第5 継続審査について

午前9時27分 開会

○議長（三谷英史君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和3年第1回大町町議会臨時会は成立いたしました。これより開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本臨時会において、地方自治法第121条の規定により、議案説明のため町長、副町長、教育長、各課長及び局長の出席通知がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三谷英史君）

日程第1. 会議録署名議員の指名をいたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、6番武村議員、7番諸石議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三谷英史君）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

日程第3 議案の報告及び一括上程

○議長（三谷英史君）

日程第3. 本臨時会には、告知のとおり町長提出の議案2件がございます。

事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

ただいま朗読させました議案第1号及び議案第2号を一括上程し、これより議題といたします。

日程第4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

○議長（三谷英史君）

日程第4. これより議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

おはようございます。

本日、令和3年第1回大町町議会臨時会を開催しましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中御参集いただき、御審議賜りますことに厚くお礼を申し上げます。

早いもので、令和3年が明けて、一月がたとうとしておりますが、昨年から猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、終息をする気配はなく、1月に発出されました緊急事態宣言の延長も取り沙汰されております。

佐賀県でも感染者は1,000人に迫ろうかという勢いになっており、感染状況、医療提供体制などの指標により、ステージ3と判断されております。

このような中で、政府は2月下旬以降をめどに、医療従事者等を先行して、ワクチン接種を進めていくこととしておりますが、政府の基本的な考え方としては、国が主導的役割を果たし、実施主体は市町、県は広域的な視点で市町を支援するといった基本的な体制を整備するとなっております。

したがいまして、現在のところ国や県からは具体的な話は下りてきていない状況で、町としましては、町民の皆様には不安を与えないよう、県や近隣の市町とも連携を密にして、未知の接種を安全かつ効率的に実施していきたいと考えております。

なお、事前にできる事務的な手続きは、所管課で滞りなく進めており、いつでも動けるよう万全な体制を整え、町民の皆様の期待に応えていきたいと考えております。

それでは、これより各議案について提案理由の説明を申し上げます。

今臨時会に提案いたします議案につきましては、さきに告知のとおり、専決処分の承認案件1件（補正予算1件）、議会の議決に付すべき契約案件1件の2議案を提案しております。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大町町一般会計補正予算（第10号）について）。

本議案につきましては、今年1月4日に開催をしました成人式参加者を対象に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのPCR検査を実施し、また、防災、減災の観点から、平時においても緊急事態に備えておく必要があることから、下潟排水機場に設置している稼働不能となった除塵機を早急に整備するに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、これを報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ684万5千円を追加し、予算総額は70億5,347万2千円となっております。

歳出につきましては、下潟排水機場除塵機モーター取替工事257万4千円、成人式PCR検査関連経費427万1千円を追加しております。

この財源として、歳入予算に普通交付税14万5千円、ふるさと応援寄附金基金繰入金420万円、公共施設整備基金繰入金250万円を追加しております。

ちなみに、PCR検査の結果は全員陽性ではなかったということで安堵したところでございます。

議案第2号 令和2年度大町町ICT教育機器整備事業請負契約の締結について。

令和3年1月15日、大町町財務規則第101条に基づき、一般競争入札に付した令和2年度大町町ICT教育機器整備事業の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上2議案よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷英史君）

以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

7番諸石議員。

○7番（諸石重信君）

7番諸石です。

それでは、議案第1号 専決の承認予算、こちらの方で質問をさせていただきます。

先ほど町長御説明いただきました9ページの河川総務費、下潟排水機場の除塵機のモーター取替工事。こちらなんですけれども、先ほど町長の提案理由の中に稼働不能となったということでございました。この稼働不能となった原因と、それが工事が必要だと分かった判明のタイミング、こちらを教えていただければと思います。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

お答えいたします。

この下潟排水機場につきましては、令和元年8月豪雨災害で災害復旧工事を進めておりました。工期が12月25日までということで、それ以前に動作の確認ということで除塵機の操作盤関係の復旧をしておりましたので、それと合わせて確認作業をしていたところ、除塵機については正常に稼働しましたが、それに連動します傾斜コンベアを稼働させたところ、しばらく動いたんですけど、その後、ずっと止まってしまって、その原因を、ちょうどその除塵機の下請工事をされている方に原因の調査を行っていただきましたところ、稼働から20年以上たっておりまして経年劣化によるモーターの破損ということで原因を究明させていただきました。この分につきましては、受注生産で納期に5か月から6か月かかるということで、今年の雨季を考えますと、早急に復旧をしないといけないということで今回の専決処分にさせていただいた経緯です。

以上です。

○議長（三谷英史君）

7番諸石議員。

○7番（諸石重信君）

御説明いただきました。経年劣化と、20年余りたっておるということでございました。そして、この専決で出た部分でございますので、先ほど申されたとおり、工期もそうですけれども、やはり雨季等による緊急性というところを考慮して専決ということでございましたけれども、そこが判明したのが、もう一つの除塵機というか、一つ修理、災害で稼働不能となった部分をしておって、それを連動して動かすときにベルトコンベアといいますか、それが動かなかったということなんですけれども、先ほど緊急性、そして有事のときの対応ということで、こちら、定期的な点検ですね、やはり非常に大事なのかなと思いますけれども、それは行っておられなかったのでしょうか。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

お答えいたします。

専門業者に頼んでの定期点検等は行っておりません。ただ、雨季前ですね。稼働時において操作員さんによる稼働確認、そういったものは行っております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

7番諸石議員。

○7番（諸石重信君）

原因が経年劣化、約20年ということで、そこはちょっと非常に管理的な意味がありましたもので質問させていただきました。ありがとうございました。

以上です。

○議長（三谷英史君）

ほかにございませんか。

4番鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

諸石議員と同じく、下瀉排水機場の除塵機モーターの取替工事について御質問いたします。

まず、専決された理由と、入札の時期についてお尋ねをいたします。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

お答えいたします。

先ほどの答えの中でもお答えしたとおり、納期に5か月から6か月かかるということで、今年の雨季前に完成させなければいけないということで専決をさせていただいたところです。見積りを取ったのが昨年末の12月27日で、契約に至ったのが今年、明けて1月7日付で契約をいたしております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

4番鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

1月7日に契約ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それで、随意契約（「はい」と呼ぶ者あり）特殊なものとして随意契約されたんですかね。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

はい、そうです。この除塵機につきましては、専門的な業者に特定されるということと、緊急性を要するというので随意契約にさせていただきました。

○議長（三谷英史君）

4番鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

実際にそれを、先ほども諸石議員がお尋ねになったと思うんですが、このモーターが動かないというのは12月に分かったんですかね。

そうしたら、12月の議会の定例会が16日に終わっていますよね。そして、この専決処分は12月18日にされているんですね。先ほどの説明では、12月25日ぐらいに回して分かったということやったでしょう。じゃなかったですか。原因はいつ分かったんですかね。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

お答えいたします。下瀉排水機場復旧工事の工期につきましては12月25日が最終日です。その前に事前の確認ということで12月中旬、恐らく12月定例会の最終日あたりにその動作確認を行ったと記憶しております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

4番鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

専決処分については、同じく教育委員会も専決処分されていますけど、この分については、12月の定例会の最終日に町長みずから出てこられて説明があって、この分については専決をお願いしますという説明があっておりました。この分については、除塵機のモーターの取替えについては、全然説明もなく、突然今回専決をされていますよね。実際的には、1月の例会も21日にあったんですよね、議会の例会。そのときも何の説明もなく、突然に専決をされて、今回提案されておりますけど、その説明がされなかった理由についてお尋ねをいたします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

防災、減災において、緊急事態に備えておくというのが私の責務として判断をしたところであります。予備費を使ってでもすぐに整備をするように指示をしております。

PCR検査のコロナ対策ですね、これについては、いろいろなメニューがあるわけですよね。だから、何というですか、それを説明をするために、事前に例会の中で説明をさせていただきました。いろいろある中でこれをしたいということで説明をしたつもりであります。

今回のこの除塵機については、いろいろなメニューがあるというよりも、とにかく緊急的に体制を整えなさいというような指示をしましたので、それは私が判断をして、すぐ専決でやるようにということで指示をしたということでございます。

○議長（三谷英史君）

4番鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

やっぱり実際的に、5か月ぐらいかかるということで、早く発注しないといけないという

ことで緊急性というのは分かります。ただ、今回12月18日に専決されて、契約されたのは1月ですよ。やっぱり緊急性があれば、そのために早く専決されたと思うんですよ。だから、実際にはもっと早く発注すべきだったんじゃないかなと思うんですね。そういう工期がかかる、雨季の前にやっぱりちゃんとなおさないといけないということであればですね。1月にならなくても、そのために18日に専決したんでしょうから。

最後に、副町長に質問しますが、この専決については妥当かどうか、どういうお考えですか。

○議長（三谷英史君）

副町長。

○副町長（三角 治君）

お答えします。

専決自体は、当然緊急に必要な分で、議会にかけるいとまがなく、やらざるを得なかったということでは問題なかったと思っています。ただ、その一方で、その間に例会とかがありましたので、その際に報告なりをした方が、より皆さんの理解が得られたかなということを感じております。

○議長（三谷英史君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

ないようですので、以上をもちまして質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第1号については原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第2号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第2号については原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第5 継続審査について

○議長（三谷英史君）

日程第5. お諮りいたします。会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査、継続調査の申出が提出されております。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。よって、令和3年第1回大町町議会臨時会はこれにて閉会いたします。議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前9時48分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年1月27日

議 長 三 谷 英 史

会議録署名議員 武 村 妃 呂 子

会議録署名議員 諸 石 重 信

局 長 田 島 宏 隆